

長崎労働局発表
平成30年9月6日（木）
午前11：00解禁

長崎労働局労働基準部
賃金室長 松浦 隆徳
賃金室長補佐 千北 昌幸
電話 095-801-0033 内線 308

報道関係者 各位

長崎県最低賃金を762円に引き上げ

＜発効日は平成30年10月6日＞

～現行の表示方式となった平成14年度以降で最も大きい引上げ額～

長崎労働局長（金成 ^{かなり} 真一）は、平成30年8月10日に長崎地方最低賃金審議会（会長 深浦厚之 長崎大学教授）から答申を受けた長崎県最低賃金の改正決定に関して、所要の手続きを経て、現行の長崎県最低賃金（時間額737円）を25円引き上げ、時間額762円にする旨の改正決定を行うとともに、本日（9月6日）、官報公示を行いました。

改正後の長崎県最低賃金は、平成30年10月6日（土曜日）から発効となります。

今回の引上げ額は、長崎県最低賃金が時間額単独表示となった平成14年度以降で最も大きい引上げ額となります。

長崎労働局では、県下の各労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）とともに、また、関係機関等にもご協力をいただきながら、改正後の最低賃金の周知徹底に努めてまいります。

※ 過去5年間の長崎県最低賃金額及び引上げ率

年 度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
効力発生日	H26.10.1	H27.10.7	H28.10.6	H29.10.6	H30.10.6
最低賃金額	677円	694円	715円	737円	762円
引上げ額	13円	17円	21円	22円	25円
引上率	1.96%	2.51%	3.03%	3.08%	3.39%

平成14年以後の引上げ額・引上げ率は別表をご覧ください。

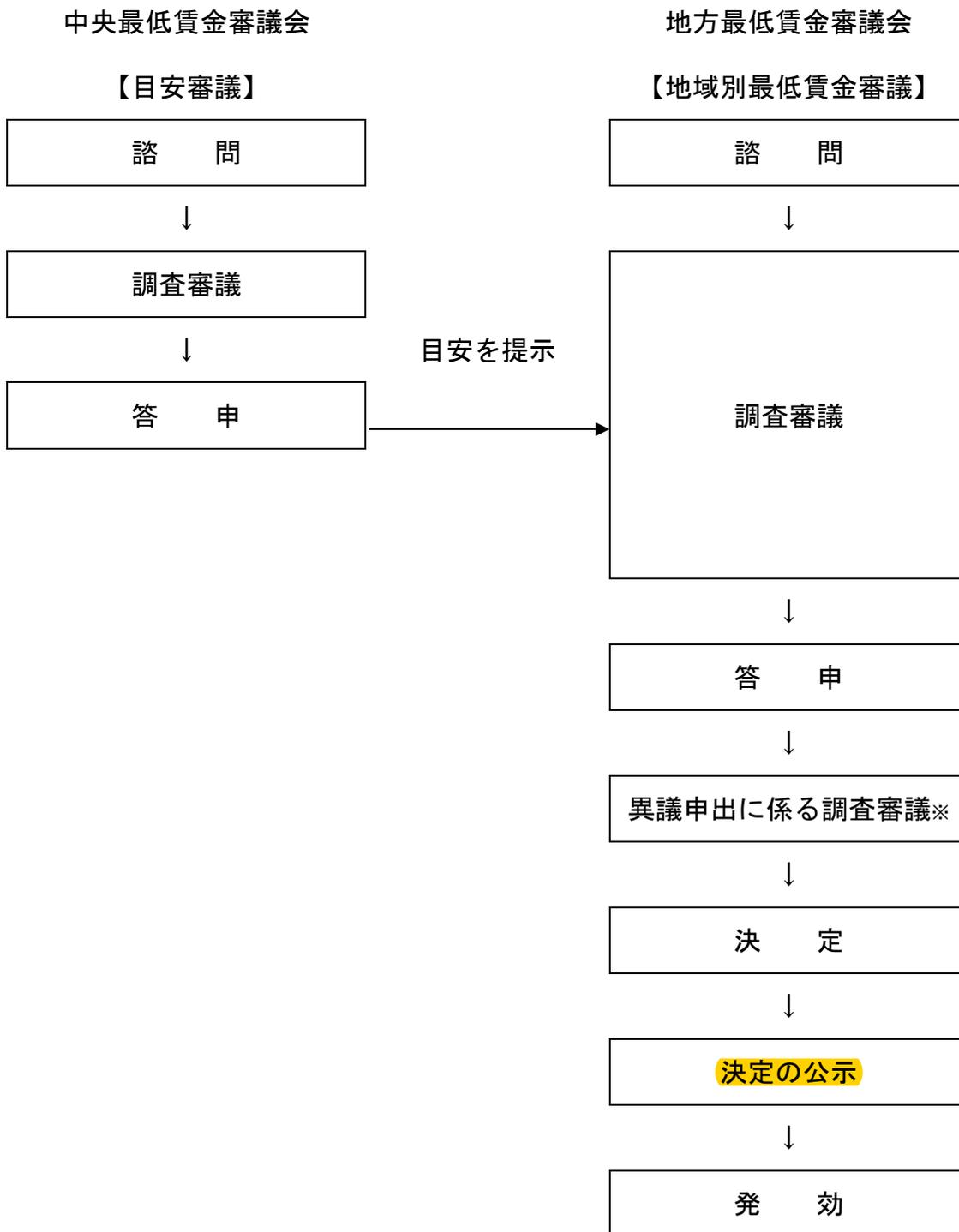
(別表)

最低賃金引上げ額・引上げ率

	時間額	引上げ額	引上げ率	発効日
平成14年	605	1	0.17%	平成14. 10. 6
平成15年	605	0	0.00%	
平成16年	606	1	0.17%	平成16. 10. 1
平成17年	608	2	0.33%	平成17. 10. 1
平成18年	611	3	0.49%	平成18. 10. 1
平成19年	619	8	1.31%	平成19. 10. 21
平成20年	628	9	1.45%	平成20. 10. 30
平成21年	629	1	0.16%	平成21. 10. 10
平成22年	642	13	2.07%	平成22. 11. 4
平成23年	646	4	0.62%	平成23. 10. 12
平成24年	653	7	1.08%	平成24. 10. 24
平成25年	664	11	1.68%	平成25. 10. 20
平成26年	677	13	1.96%	平成26. 10. 1
平成27年	694	17	2.51%	平成27. 10. 7
平成28年	715	21	3.03%	平成28. 10. 6
平成29年	737	22	3.08%	平成29. 10. 6
平成30年	762	25	3.39%	平成30. 10. 6

※長崎県の最低賃金は、平成14年度から日額がなくなり時間額のみとなっています。

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催